

## I 内管における技術基準適合維持義務【論点 1】

### 1. 目指すべき方向性

現行ガス事業法では、内管（敷地境界内からガス栓までの導管）を含むガス工作物全体について技術基準適合維持義務をガス事業者に課しているため、需要家資産である内管について、資産区分と責任区分が一致していない。そのため、仮に内管の漏えいを放置するなど、技術基準に適合していない状態が確認された場合には、経済産業大臣による改善命令の発出先がガス事業者となることから、ガス事業者は内管所有者である需要家に命令内容の実施を依頼することとなり、需要家はその改善に応じない場合も想定される。

そのため、需要家保安の確保に万全を期すためには、需要家における内管の所有意識の醸成状況や、腐食劣化対策管の状況等保安の状況を踏まえた上で、内管の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させることを目指すべきであると考えられる。

### 2. 検討事項

#### (1) 技術基準適合維持義務の在り方について

内管における技術基準適合維持義務と、保安規程の届出やガス主任技術者の選任等は、本来一体として捉えるべきものである。需要家が内管における技術基準適合維持義務を担う場合には、保安規程の届出等も行うことが想定される。

しかしながら、これまでガス事業者が内管を含めたガス工作物全体について保安規程の届出等を行い、実際の保安業務を担ってきた一方、一般的に需要家においてはそのような保安に関する知見や体制はない。このため、引き続きガス事業者が需要家の内管の保安に関与することは合理的と考えられる。

以上のことから、大口需要家等一定の要件<sup>(注)</sup>を満たす需要家について、技術基準適合維持義務を担う<sup>※1</sup>こととする場合には、技術基準に適合していない場合の改善命令発出先を需要家とした上で、内管の緊急保安、漏えい検査、内管工事の品質管理等の業務を引き続きガス事業者が担うことで、これまでと同様に保安水準の維持・向上を図ることとしてはどうか。

※1 詳細な制度設計については、法制的な検討を行う中で今後変更する可能性がある。

#### (注) 一定の要件

従来の大口需要家に加え、経年埋設内管対策のうち、国及びガス業界が積極的に推進してきた工業用・業務用建物等の需要家まで対象としてはどうか。

#### (2) 工業用・業務用建物等の需要家

ガスを大量に使用する工業用建物や、公共性の高い建物や不特定多数の人が出入りする業務用建物等については、これまで「保安上重要な建物<sup>※2</sup>」として、ガス事業者の努力、国による支援策、需要家の理解・協力により、内管における腐食劣化対策管（白ガス管など）の対策を進めてきた。

ガス安全高度化計画において、保安上重要な建物の灯外内管対策について、ガス事業者

は平成 27 年度までの完了を目指すとしており、平成 27 年度までに補助金制度によるポリエチレン管等への改善に一定の目処をつけることとしている。さらに、保安上重要な建物については補助金制度等の周知・啓発活動によって内管の所有者意識の醸成も進んでいると考えられ、内管における技術基準適合維持義務に関して、従来の大口需要家に加えて当該建物を所有または占有する需要家が担うこととしても特段問題ないと考えられるのではないか。

#### ※2 保安上重要な建物について

- 地下街・劇場・百貨店・病院等の不特定多数が出入りする建物、工業用建物、一般集合住宅（ガスメーターが2個以上の、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のアパート・マンション等）など。建物区分1から10（木造系のマンション・アパート等を除く）。
- 推定対象戸数は約1,800万（東京ガス(株)における推定対象戸数比率（63.6%）に都市ガスの全需要家数2,900万戸を乗じたもの）。
- 国の支援策として、平成15年度より補助金制度を創設し、これまで約109億円の予算執行を実施。
- 平成23年5月に策定した「ガス安全高度化計画」では、「保安上重要な建物については、国の補助金制度を積極的に活用し、4大ガス事業者は2015年度まで、他のガス事業者は可能な限り2015年度までの完了を目指す」としている。
- 保安上重要な建物のうち、腐食劣化対策管（白ガス管等）の残存数は平成26年3月末で約9万本。全体の約0.5%（9万/1,800万×100）。

#### (3) 工業用・業務用建物等以外の需要家

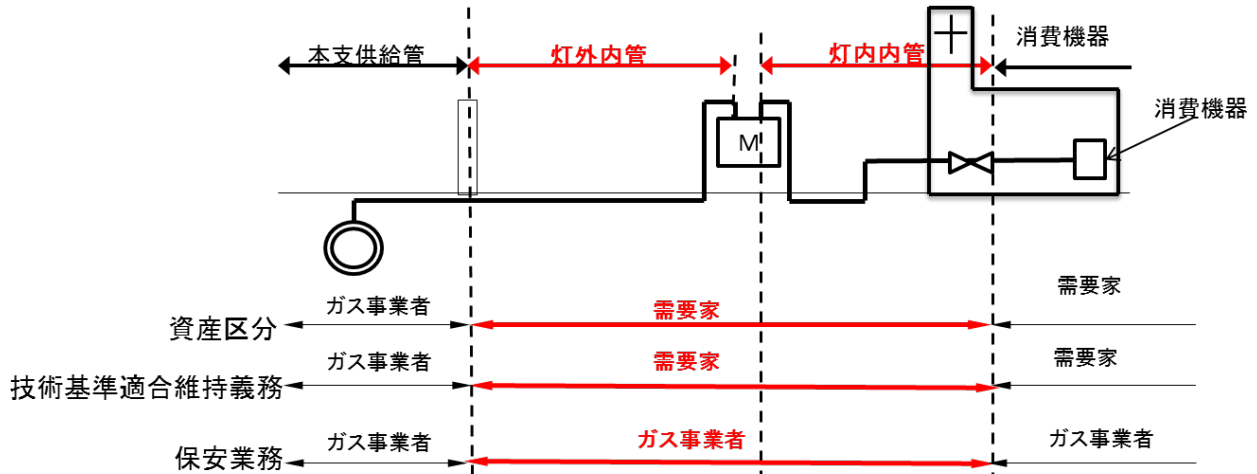
工業用・業務用建物等の保安上重要な建物以外の建物<sup>※3</sup>については、依然として内管所有者意識も3割未満であるとともに、300万本を超える腐食劣化対策管が存在することから、これまでガス事業者が優先して実施してきた保安上重要な建物の取組目標である平成27年度末以降に、更なる対策を図っていく必要がある。

このため、引き続き技術基準適合維持義務をガス事業者に課し、ガス事業者に腐食劣化対策管の改善提案のインセンティブを付与することで、対策を推進する必要があると考えられる。なお、今回の改正後の内管所有者意識の醸成や腐食劣化対策管の状況等保安の状況を踏まえつつ、ガス安全高度化計画の見直し時期（2020年頃）又は将来におけるガスシステム改革に係る検討の際などに、戸建住宅等を所有または占有する需要家についても技術基準適合維持義務に関してあらためて検討すべきではないか。

#### ※3 保安上重要な建物以外の建物について

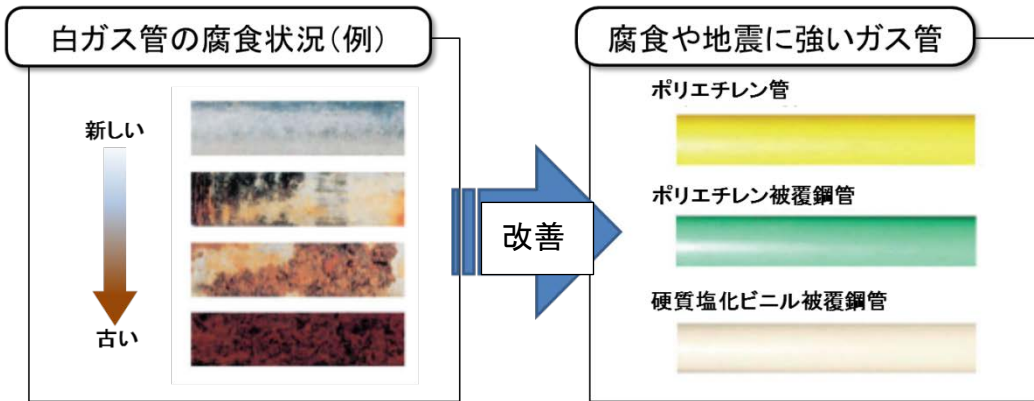
- 戸建住宅（建物区分11）、木造系のアパート・マンションなど（建物区分8～10の一部）。
- 推定対象戸数は約1,100万（都市ガスの全需要家数約2,900万戸から保安上重要な建物の需要家数を引いたもの）。
- 需要家1,000件に対してアンケート調査（内管が需要家資産であることを認識している割合25.8%）（平成25年度経済産業省委託調査）。
- 保安上重要な建物以外の建物のうち、腐食劣化対策管（白ガス管等）の残存数は平成25年3月末で約314万本。全体の約28.5%（314万/1,100万×100）。

<参考1> 保安上重要な建物における見直し後のイメージ（例：病院）



<参考2> 経年埋設内管対策のイメージ

白ガス管等は腐食によるガス漏れが発生する可能性があるため、都市ガス業界では「経年埋設内管対策」の取組として、建物の所有者に対して改善提案を実施。



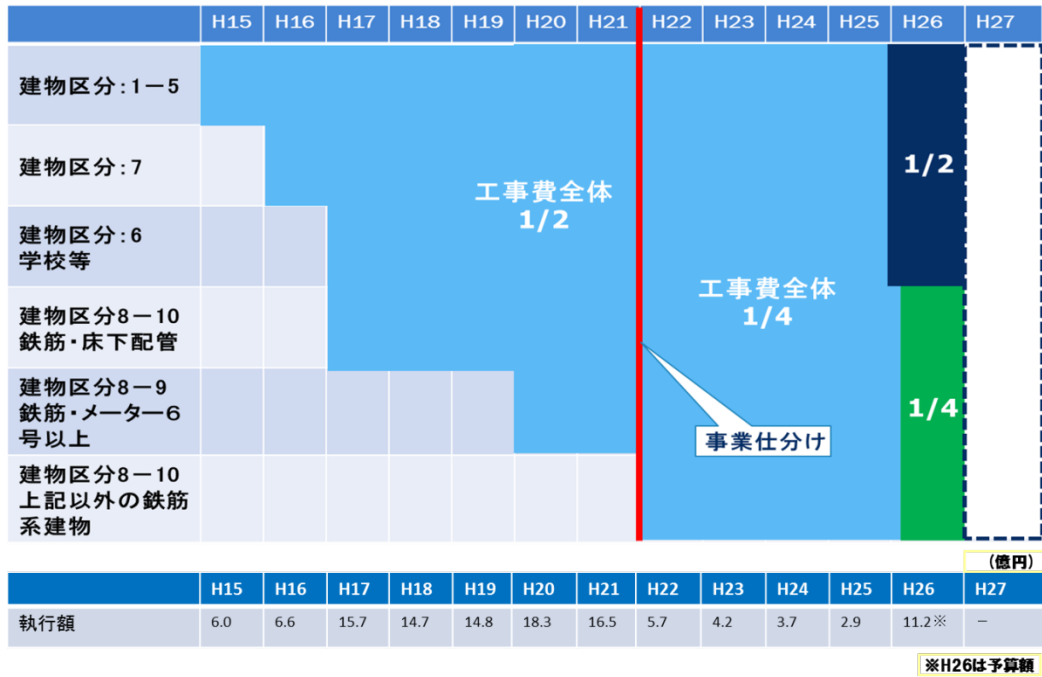
<参考3> 保安上重要な建物の概要

下表中の「○」が「保安上重要な建物」に該当。

建物区分	建物区分の概要	イメージ	鉄筋系建物	木質系建物
01: 特定地下街等	1,000㎡以上の地下街	商業施設がある大規模地下街	○	○
02: 特定地下室等	1,000㎡以上の地下室	地下街がある大規模商業施設	○	○
03: 超高層建物	高さ60mを超える建物	超高層ビル	○	○
04: 高層建物	高さ31mを超える建物	高層ビル	○	○
05: 特定大規模建物	ガスメーターの換算合計Qmaxが180m <sup>3</sup> /h以上の主に業務用途の建物	ショッピングセンター等	○	○
06: 特定中規模建物	ガスメーターの換算合計Qmaxが30m <sup>3</sup> /h以上の主に業務用途の建物	商業ビル、ホテル等	○	○
07: 特定公共用建物	病院、幼稚園等でガスメーターの換算合計Qmaxが30m <sup>3</sup> /h以上の建物	規模の大きな病院、学校等	○	○
08: 工業用建物	工業用途の建物	工場等	○	—
09: 一般業務用建物	小規模の業務用の建物等	小規模ビル、学校等	○	○ *学校等
10: 一般集合住宅	ガスメーターが2個以上の住居用途の建物	マンション	○	—
11: 一般住宅	ガスメーターが1個で住居用途の建物	戸建住宅	—	—

※木質系の建物であっても、学校教育法、児童福祉法に規定する学校等の場合は、保安上重要な建物に該当

＜参考4＞経年内管補助金対象範囲と補助率の変遷



＜参考5＞現在の国による経年内管補助金制度について

国の補助金は、保安上重要な建物の経年埋設内管の改善工事を推進することを目的として、2つの補助金を用意（平成25年度補正、平成26年度当初予算）。

